

C B C C 訪独 C S R 対話ミッション
団長所見

2017年12月
公益社団法人 企業市民協議会(CBCC)
会長 二宮 雅也

C B C C として初めてドイツにミッションを派遣

11月19日から26日にかけて、CBCCとして初めてドイツを訪問し、フランクフルト、ベルリン、ミュンヘンの3都市で政府や企業、投資家、研究機関などと対話を行った。CBCCでは毎年、ミッションを派遣しているが、訪問先を1カ国に絞った例は、米国を除き、あまりない。特に欧州の場合、国をまたいで3都市を訪問したり、各国の首都のみを訪問したりすることが多かった。

ドイツの場合、連邦国家ということで地方分権が進んでいることもあり、ベルリンを訪問するだけではドイツのCSRを深く理解することは難しいと思われた。実際に、フランクフルトは金融の中心都市、ベルリンは政治の都市、ミュンヘンは大企業の都市といったように、今回訪問した都市はそれぞれに特色があり、各都市で連邦政府や企業・経済団体、機関投資家、ESG評価機関、研究機関など多様なステークホルダーと対話を行ったことで、ドイツのCSRやSDGsへの取り組みについて、様々な立場、観点から深く話を聞くことができた。

ドイツは2015年にG7、そして本年はG20の議長国を務め、主要議題として責任あるサプライチェーン・マネジメントを据えた。また、2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」(National Action Plan : NAP)を策定するとともに、SDGsを政策に反映するなどしている。まさに、こうしたドイツの取り組みは、今後の日本におけるCSR政策や規制のあり方、企業のSDGsへの取り組みなどにおいて、大いに参考になると考えられる。

またミッションでは、先方からの情報収集だけでなく、CBCC側からも、日本の企業・経済界のCSRやSDGsの取り組み、特に経団連が11月8日に改定した「企業行動憲章」と、憲章改定の柱となっている「Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成」という考え方や企業の具体的取り組みなどについて積極的に発信した。

こうした相互の対話を通じて、先方の取り組みを知るとともに、自身の取り組みをあらためて見直すことができ、非常に有意義なミッションになったと感じる。以下、各会合を振り返りつつ、今回のミッションの成果および団長としての所見を記す。

1. ドイツの人権に対する意識の高さ～「ビジネスと人権」に関する国別行動計画（NAP）の策定～

ドイツでは 2013 年から NAP 策定作業をはじめ、2016 年 12 月に発表している。ドイツでビジネスと人権に対する意識が高まった背景としては、2013 年にバングラデシュで発生した「ラナ・プラザ事故」が挙げられる。この事故では、グローバル企業のサプライチェーンにおける劣悪な労働環境に世界中の注目が集まり、2015 年の G7 での責任あるサプライチェーン宣言につながった。そこで、ドイツの NAP 策定において中心的な役割を果たした連邦労働・社会省をはじめ、ドイツ人権研究所、企業・経済団体などと対話をやって、NAP 策定に至る経緯をヒアリングした。全体を通じて、ドイツでは、ビジネスと人権に関する問題を CSR 政策課題の中心に据えて対応を進めていくとの意識が感じられた。

ドイツの NAP の具体的な内容は、ドイツに拠点を置く従業員 500 人以上の全企業に対して、任意ながら人権デュー・ディリジェンスの実施と報告を求めるというものである。任意の取り組みであるので、企業・経済界としては比較的取り組みやすいと感じるが、NAP の中では、「2020 年までに対象となる 6,000 社の半数が実施・報告していなかった場合、人権デュー・ディリジェンスを法制化することを検討する」という義務化の含みも残している。

人権デュー・ディリジェンスの義務化については、フランスがすでに法制化¹しているが、昨年のミッションでフランスを訪問した際、フランス経団連（MEDEF）は同法制定に真っ向から反対の立場をとっていた。

一方、ドイツは、将来の義務化も考えられる中で、表だって強い反対の意思は表明しておらず、それもやむなしとの態度であったのが印象的であった。

なお、人権デュー・ディリジェンスの実施において、多くの企業の関心となるのが、サプライチェーンの範囲である。その点、ドイツの NAP では、明確にサプライチェーンの範囲の定義はしていない。しかし、多くのドイツ企業は、ビジネスと人権の問題の核心はサプライチェーンの労働環境の問題であると認識しており、日本のように自社の労働環境の問題²とは認識していない。

また NAP の策定は政府が主導しつつも、多様なステークホルダーが参加するマルチステークホルダー・プロセスが採用されている。同プロセスは 2009 年から始まった政府が主導する CSR フォーラムでも採用されており、他の欧州諸国同様、実務上定着している。NAP 策定においては 12 の論点に関して各ステークホルダーが順番にホスト役となって議論を尽くし、その後は政府が引き取って起草したことである。

¹ French Corporate Duty of Vigilance Law : 2017 年 3 月施行。フランスの大企業（150 社～200 社）に対し、自社ならびに自社の支配下にある企業および下請け企業、サプライヤーの行動により生じる人権や環境への負のインパクトを特定するとともに、予防することを義務づける法律。対象企業は、その実施計画を策定し、毎年報告することが求められる。

² CBCC 「CSR 実態調査結果」（2017 年 6 月）

日本では、改定した企業行動憲章において、新たに「人権の尊重の条文」が追加されるなど、ビジネスと人権に関しては、企業による自主的な取り組みが始まったところである。日本政府は 2019 年を念頭に日本でも NAP を策定すると公表しているが、ドイツ政府が NAP 策定の際に多様なステークホルダーの意見を集め、政府がリードしつつ社会全体で取り組みを進めようとしたことは、大いに参考になると思われる。

2. ESG 投資：持続可能な企業の成長を支える投資家と市場

最近、日本の新聞やテレビで ESG 投資が取り上げられることが増えている。日本の ESG 投資を含むサステナブル投資の残高は 2016 年で 4,740 億ドルと小規模であるが、2014 年が 70 億ドルほどであったことを考えると、急速に拡大していることがわかる。

この主な理由として、2014 年に金融庁が制定した「日本版スチュワードシップ・コード」、2015 年に金融庁と日本取引所グループが策定した「日本版コーポレートガバナンス・コード」が挙げられる。また、世界最大の機関投資家である「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF) が「国連責任投資原則」(PRI) に署名したことは、投資業界をはじめ社会全体に大きなインパクトをもたらした。

もともと ESG 投資は、キリスト教会が投資を行う際に、宗教的信条にそぐわない企業を投資先から排除した「社会的責任投資 (SRI)」から発展したものである。そのため欧州のサステナブル投資残高は、他の国や地域より大きく、2016 年で 12 兆 400 億ドルとなっている。そこで、欧州の金融の中心地、フランクフルト取引所を有するドイツ取引所、また ESG 投資家の立場としてメッツラー・アセット・マネジメント、さらに ESG 評価機関であるイーコム・リサーチなどから、ドイツの ESG 投資の現状と課題について意見交換を行った。

主に長期投資を行うメッツラー・アセット・マネジメントでは、ESG 投資は長期的なリターンを考えるうえでごく自然なことであると述べるとともに、特に年金資産の運用の際は、年金基金から投資先の ESG に関する報告を求められるため、その報告を行うための新たなツールも自社で作成していた。なお、ESG 投資の手法としては、MSCI の ESG レーティングやイーコム・リサーチの評価を活用し、セクター別の KPI を用いて評価している。

さらに、ESG の評価機関であるイーコム・リサーチでは、どのように、またはどの点に着目して企業の ESG に対する取り組みを評価しているのかを聞いた。イーコム・リサーチの評価プロセスは、各企業の公開情報 (CSR 報告書や年次報告書) および NGO やメディアからの評価などを基に評価の原案を作成し、それを踏まえて企業側から意見を聴取して最終的に決定する、というものであった。特に気になった点が、イーコム・リサーチの評価によると日本企業約 330 社のうち、Poor (乏しい) という評価を得た企業が 66%、Medium (普通) という評価を得た企業が 33%、そして Good (良い) という評価を得た企業がたった

2 %であったことである。イーコム・リサーチは、独立系として他の評価機関より企業への期待水準が高く、厳しい評価によって取り組みを促すのが方針であるが、この点についてイーコム・リサーチ側からは、日本企業は自社の取り組みをしっかりと伝え切れていない可能性があるとのコメントがあった。

ドイツ取引所は、資本市場の活性化を行う立場であるため、EU の非財務情報開示指令や TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の動向に対して、企業の透明性、競争力の強化につながると述べ、企業価値の向上を意識していると感じた。また本年 5 月には、ESG 投資の促進につながる取り組みとして、新たなイニシアティブ「Accelerating Sustainable Finance」を創設し、SDGs、グリーンファイナンスなど、サステナビリティへのイニシアティブに取り組む企業等に参加を呼びかける「フランクフルト宣言」を公表している。

以上、投資家、評価機関、取引所という 3 者の視点からドイツの ESG 投資に関する状況と課題について話を聞き、投資に社会・環境への配慮を組み込むことはドイツにおいては歴史に根差し社会全体に浸透していること、ドイツ企業の ESG に配慮した経営には金融市場側からの大きな期待があることが感じられた。外国人持株比率が高まり ESG 投資が急進する日本においても、今後同様の展開が見込まれるため、企業側としてもこうした変化にしっかりと対応していく必要がある。

3. SDGsに対するドイツ企業の対応

今回のミッションでは、2015 年に国連で採択された SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）をドイツ政府や企業、NGO 等はどう捉え、どのように取り組んでいるかということも、大きな対話テーマの一つであった。というのも、昨年来、日本企業の間で SDGs に対する理解、認識が急速に高まり、経団連も「Society 5.0 の実現を通じた SDGs の達成」を柱として、会員企業に遵守を働きかける「企業行動憲章」を改定したところであったからである。

Society 5.0 の実現に向けた鍵となるのは、「イノベーションにより経済成長と社会的課題の解決を両立させる」という点、「多様な主体との連携」という点であるが、今回訪問したヴェルナー&メルツでは、まさにその取り組みを進めていた。同社の主力製品である洗剤の「Frosch (フロッシュ)」では、容器で先端技術を活用して完全リサイクルシステムの開発を行い、バリューチェーン全体で環境に配慮した事業活動に取り組んでいた。さらに、同業他社にもこうした取り組みに参画を促すことで、社会全体としての課題解決を進めようとする意気込みを感じた。

このように、ヴェルナー&メルツが長期的な観点から事業活動を行うことができるのには、同族かつ非上場企業であることが大きい。しかし、そうでない企業においても同様の取り組みを行うことができる、その答えの一つが、シーメンス

にある。シーメンスは、昔からある経営理念の冒頭部分に「we make real what matters」（重要なことを実現する）ことを掲げている。シーメンスの経営陣は、この「what matters」を SDGs の達成と捉えて、自社の事業活動の方向性が社会的課題の解決であると考えている。さらに、取締役会の下に、取締役の半数が参加する「サステナビリティボード」を設けて、経営にサステナビリティの観点を強力に反映する仕組みをつくっている。今回訪問したシーメンス、ミュンヘン再保険はいずれも首相へのアドバイス機関（German Council for Sustainable Development：持続可能な発展委員会）のメンバーを務めるなど、高い視点で産業界におけるリーダーシップを發揮している。両社とも厳しいイーコム・リサーチでの評価が最高位（prime）なのもうなづける。

これらドイツを代表する企業における経営へのサステナビリティ戦略の統合度合いや、社会への発信力のレベルの高さは、日本企業も大いに参考にすべきと考える。

一方、日本と同様、中小企業が多いドイツでは、企業全体としては事業活動を SDGs に結びつけるという取り組みが進んでいるわけではない。CSR を推進する団体である EconSense との対話で、ドイツでも SDGs を自社の事業活動にマッピングするのみの企業が多いと指摘されていた通り、一部の先進企業を除くと SDGs を自社の事業戦略に統合させていくというところまでは至っていないのが現状のようである。

なお、当方から説明した、「Society 5.0 の実現を通じた SDGs の達成」というコンセプトは、総じて高い評価を得た。特に、識者からは「Society 5.0」は、ドイツの「Industrie 4.0」と比べて、より広い視点から包括的な内容を扱ったものであり、国家戦略から導いた行動指針を明確にわかやすい形でブランド化しているのは大変参考になる、という大変嬉しいコメントをいただいた。

おわりに

CBCC ミッションへの参加は、私自身、2回目であるが、CBCC の CSR 実態調査結果や企業行動憲章の改定に携わったことから、昨年に比べてより深く活発な意見交換を行うことができたと感じる。また今回は、CSR 担当部門の方ばかりでなく、役員や経営企画部門の方などにもご参加いただいた。これは団長として、日本企業の CSR や SDGs（持続可能な開発目標）に対する関心の高まりの表れであると感じ、非常に嬉しいことであった。さらに、団員の問題意識も高く、非常に示唆に富む意見や質問が相次ぎ、ほとんどの会合で予定の時間内に収まりきらないほど、濃密かつ実りある対話をを行うことができた。一方、業務多忙の中、CBCC との対話を引き受けていただいた訪問先の皆さまには、どの方からも詳細な準備とともに多大なる歓迎をいただいた。この場を借りて、団員ならびに訪問先各位には、あらためて感謝の意を表したい。

CBCC では、今後も毎年 CSR 対話ミッションを派遣して、海外における CSR

の動向や最新情報を把握し、会員企業の参考に供する予定である。また、これまでに培った海外の諸団体・諸機関等とのネットワークを通じて、日本企業のCSRへの取り組みを積極的に発信するとともに理解を求めていく考えである。会員各位のCBCC活動へのさらなるご理解・積極的なご参加をお願いして、結びとしたい。

以 上